

2018年10月20日



株式会社 カネカ

支援 海外アーカイブ・ボランティアの会 2018年度活動報告会

UNHCR アーカイブの整理プロジェクト

～第11資料群第3シリーズ 公開に向けて～

日時： 2018年11月26日（月）午後2時～4時

場所： (株)カネカ 東京本社 会議室

〒107-6028 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル)

<http://www.kaneka.co.jp/corporate/map/tokyo.html>



プログラム

司会：元ナミ（京都大学大学文書館）

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1、開会あいさつ 小川千代子（国際資料研究所） | 14：00～14：10 |
| 2、UNHCR アーカイブの所蔵資料 松村光希子（学習院大学大学院） | 14：10～14：25 |
| 3、2018年の整理対象資料と作業概要 金山正子（元興寺文化財研究所） | 14：25～14：55 |
| 4、はじめてアーカイブ・ボランティアに参加して 平井洸史（大阪大学大学院） | 14：55～15：10 |
| 5、UNHCR アーカイブ課について 小川千代子・大西愛 | 15：10～15：20 |
| 6、これまでの経緯と今後について 大西愛・小川千代子 | 15：20～15：30 |
| 休憩 | 15：30～15：40 |
| 7、 質疑 | 15：40～15：55 |
| 8、 閉会挨拶 大西愛 | 15：55～16：00 |

アンケート回収 元ナミ

参加費無料、情報交換会（参加費 5000 円）

☆参加申込み締切 11月16日（金曜日）メール必着

☆参加申込・問合せ：海外アーカイブ・ボランティアの会 メールで：kaigaiarchiv@gmail.com



神奈川 の記憶

127 文書管理 海外の現場では

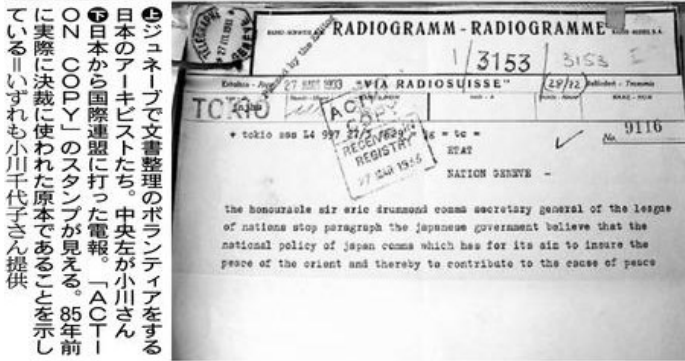
厳格な規則 順守の仕組み

肌で感じた日本への信頼低下

藤沢市辻堂の小川千代子さんはこの夏も2週間余、4人の仲間とスイスのジュネーブに出かけた。ボランティアで文書の整理をするため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の文書庫で、積もった未整理の文書と格闘した。

作業を始めたのは2009年。当初、割り当てられたのはベトナム難民の資料だった。香港にあったUNHCRの事務所に保管され

たのはベトナム難民の資料だった。香港にあったUNHCRの事務所に保管され



ジュネーブで文書整理のボランティアをする日本のアーキビストたち。中央左が小川さん。日本から国際連盟に打った電報。「ACTION COPY」のスタンプが見える。85年前に実際に決裁に使われた原本であることを示している。いずれも小川千代子さん提供

いた1980年代に歴史資料や行政文書の管理に関心を持った。その仕事が終わると国立公文書館に移り、国際分野を担当した。

その後、子育てのために勤めを辞めた。するとほどなく95年に阪神淡路大震災があった。被災地にある公文書保管施設の被害が心配で現地を訪ねると、書架が倒れ文書が散乱していた。古文書の被災状況を調べている人がいる一方で、古物

商が現場で資料を買い集めていることもあった。そうした被災地の状況を関心ある人に知らせたいとレポートを作った。どうせなら新聞のようにしようと考え「DJI（国際資料研究所）レポート」と名づけた。隔月をめどに刊行を続け、しだいに全国のアーキビストに情報を伝えるニュースレターとして定着。公文書管理法の制定はいち早く主張した。

活動を続けるうちに「外国の文書管理の現場を実際に見たい」と思いが小川さんの中で強くなった。本や講演などでは聞いてきたが、「どこが日本と違うのか」を具体的に知りたかった。しかし、公文書の書庫に簡単に外国人を入れてくれる国はなさそうだった。

そこで思いついたのが国連だった。世界政府ともいえるべき「お役所」なので、大量の文書が日々飛び交っている。国立公文書館に勤務した時の縁で知り合いがいた。お願いし認められたのがUNHCRだった。

ベトナム戦争の終了後、多くの人がポートピアブルとしてベトナムを離れた。そうした人たちが殺到した香港に、UNHCRは事務所を置いていた。

「現在の欧州を見ていても分かりますが、難民には簡単にはなれません。文書をそろえて申請し、どこかの国に難民として認めてもらうことが必要なのです」難民として生きられるように支援する過程で作られた文書が大量に残っていた。香港の事務所がなくなり、ジュネーブの本部に運ばれたが、整理する余裕がなくなっていた。

「日本人なら戸籍を調べれば自分のルーツをたどれます。しかし生まれた国との結びつきの切れた難民にとっては、こうした申請書類が戸籍に代わる存在なのです。後世の人々のために、きちんと整理しなければいけない仕事でした」

ジュネーブでの経験から見えてきたのは「文書管理の厳格な規則の存在と、それを担当者が誠実に守るという仕組み」だと小川さんは言う。

ボランティアで見聞きしたことは明らかにできない約束だといいい、国連図書館で見つけた資料をもとに説明してくれた。

1933年3月に、日本政府が当時の国際連盟に打った電報だ。連盟からの脱退を通告する内容で全部で20枚に分けた電報。最初のページには

「ACTION COPY」のスタンプが見える。受け付けた日付から、行政文書としての役割が終わる保管のためにつけられた分類番号までが電報の1枚目には記されている。

「決裁を進めるための実務の原本であることを意味します。1枚しかなく、この上に書き込みをする形で行政が進みます。作って、仕事をして、施行して、発送して……と文書は動きまわります。そうした動きをたどることができるとは、20世紀の初頭に英国で生まれ「登録システム」と呼ばれるまで。

発信元の日本で、小川さんは同じ電報を探した。外務省外交史料館で見つけることができたが、敗戦後に再編集されたものだった。

文書整理の活動が10年目を迎えた今年のジュネーブはいくらか特別だったという。「日本は大変みたいね」と遠慮がち声をかけられたという。「文書の捏造や改ざんなんて、文書主義で仕事をする国際機関の中では誰も信じてくれませんよ。日本という国への信頼度が下がっているのを感じました。問題は明白です。文書を作って仕事をする当事者の文書をめぐるルール（渡辺延志）」

「現在の欧州を見ていても分かりますが、難民には簡単にはなれません。文書をそろえて申請し、どこかの国に難民として認めてもらうことが必要なのです」難民として生きられるように支援する過程で作られた文書が大量に残っていた。香港の事務所がなくなり、ジュネーブの本部に運ばれたが、整理する余裕がなくなっていた。

（渡辺延志）